

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月4日 01時40分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港南東方沖 今治港蔵敷防波堤灯台から真方位133° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 02.9′ 東経133° 02.6′)
事故の概要	漁船仁丸は、北西進中、錨泊中の液体化学薬品ばら積船光翠丸に衝突した。
事故調査の経過	平成31年4月12日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 光翠丸、377トン 142480、青野海運株式会社、株式会社ワークスネット (船舶管理人)、大光汽船有限会社(船舶借入人)(A社) B 漁船 仁丸、4.9トン EH3-46221(漁船登録番号)、個人所有 第281-43792号(船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級(航海) B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人(甲板員)
損傷	A 左舷船側部外板に凹損及び擦過傷、左舷ハンドレールに折損 B 右舷船首部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、錨泊中を示す灯火を表示し、甲板上を照らす作業灯を点灯して錨泊していた。 A船の乗組員は、居住区で休息中、衝撃を感じて船体を確認していたところ、来島海峡海上交通センターからの連絡により、B船がA船に衝突したことを知った。 A船の乗組員は、錨泊中、約1時間毎に昇橋して周囲の状況、気象及び海象等の確認を行っていた。 B船は、船長B及び甲板員1人(以下「甲板員B」という。)が乗り組み、法定灯火を表示し、船長Bが前部甲板でリモコン操舵装置を使用して操船し、漁場から今治市大浜漁港に向けて約4~5ノットの対地速力で北西進していた。 船長Bは、前路にA船が錨泊していることを知っていたが、レーダー(4kmレンジ、ヘッドアップ表示)でA船との距離を計測すること

	<p>なく、目測のみでA船までまだ距離があるので、甲板員Bが行っていた前部甲板のいけすの漁獲物の選別作業を手伝っても問題ないと思った。</p> <p>B船は、船長Bが、舵中央とし、下方を向いて漁獲物の選別作業を行っていたところ、船首部がA船の左舷中央部に衝突して左舷船側部を船首部まで擦り、A船から離れて停止した。</p> <p>甲板員Bは、衝突した際、いけすに転落して右手の甲を打ち、擦過傷を負った。</p>
分析	<p>A船は錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北西進中、船長Bが、目測のみでA船までまだ距離があると思ひ込み、下方を向いて漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、B船が、北西進中、船長Bが、目測のみでA船までまだ距離があると思ひ込み、下方を向いて漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたため、前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、他船までまだ距離があると思ひ込むことなく、レーダー等を活用して適切な見張りを行うこと。